

社会福祉法人 城西福社会 役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城西福社会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事、監事、顧問

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

(2) 評議員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額 20,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、毎月21日に起算し、当月20日に締めきり、翌月1日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を毎月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 附則

(改正)

第15条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人城西福祉会理事会の議決を経なければならない。

この規定は平成29年4月1日から施行する。

役員等報酬表

号棒	支給基準額
1号棒	月額50,000円
2号棒	月額100,000円
3号棒	月額150,000円
4号棒	月額200,000円
5号棒	月額250,000円
6号棒	月額300,000円
7号棒	月額350,000円
8号棒	月額400,000円
9号棒	月額450,000円
10号棒	月額500,000円
11号棒	月額550,000円
12号棒	月額600,000円
13号棒	月額650,000円
14号棒	月額700,000円
15号棒	月額750,000円
16号棒	月額800,000円
17号棒	月額850,000円
18号棒	月額900,000円
19号棒	月額950,000円
20号棒	月額1,000,000円